

千葉地方裁判所 _____ 支部 平成／令和 年（ 再イ・再ロ ）第 号

再 生 計 画 案

令和 年 月 日

再生債務者 _____

再生債務者代理人 _____ 印

第 1 再生債権に対する権利の変更

1 一般条項

(1) 対象となる再生債権

2 の住宅資金特別条項の対象となる再生債権を除く，全ての再生債権

(2) 権利の変更

再生債務者は，各再生債権者からそれぞれが有する再生債権（民事再生法第 229 条 3 項の債権は除く。）について，次のとおり免除を受ける。

ア 再生債権の元本及び再生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金の
合計額の _____ パーセントに相当する額

イ 再生手続開始決定の日以降の利息・損害金は全額

(3) 弁済方法

再生債務者は，各再生債権者に対し，(2)の権利の変更後の再生債権について，別紙「返済計画」記載のとおり分割弁済をする。

2 住宅資金特別条項

なし

住宅資金貸付債権者（民事再生法 204 条 1 項により，住宅資金貸付債権を有することとなる者を含む。）との間で，別紙のとおり住宅資金特別条項を定める。

第2 別除権付債権に関する定め

- なし
- あり 別紙のとおり
- 1 別除権付債権と別除権の目的物は、別紙「別除権付債権と目的物」記載のとおりである。
- 2 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下、「不足額」という。）が確定したときは、権利変更の対象となり、不足額についての弁済と権利変更は、「第1の1」の各定めを適用する。

ただし、不足額が確定した日に既に弁済期が到来している分割金については、不足額が確定した日から_____以内に弁済する。

第3 共益債権及び一般優先債権の弁済方法

- 1 未払の共益債権及び一般優先債権はない。
- 2 今後発生する共益債権及び一般優先債権は、随時支払う。
- 1 (1) 再生計画案提出時における未払の共益債権及び一般優先債権は以下のとおり
_____市役所／_____ 税_____円
- (2) 上記(1)の_____税は
 - 随時支払う。
 - 以下の約定により支払う。
- 2 今後発生する共益債権及び一般優先債権は、随時支払う。

以 上

(別 紙)

返 済 計 画

1 返済期間

再生計画認可決定が確定した日の属する月の翌月から

- 3年 5年 ____年__月

2 再生計画による返済方法

認可決定の確定した日の属する月の翌月を初回とし、毎月__日限り、権利変更後の再生債権の__分の__に相当する金員（合計__回）

毎年__月と__月の__日限り、権利変更後の再生債権の__分の__に相当する金員（ボーナス時の加算分・合計__回）

認可決定の確定した日の属する月の翌々々月を初回とし、以後3か月に1回、当該月の__日限り、権利変更後の再生債権の__分の__に相当する金員（合計__回）

（返済期間が5年のとき）ただし、最終回の支払は、認可決定の確定した日から5年を超えない日とする。

ただし、権利変更後の再生債権の総額が__万円以下のものについては

初回に全額

※ 各支払期に生じる____円未満の端数（切上げ／切捨て）は、初回／最終回にて調整する。

3 返済金の支払方法

振込送金（振込手数料は再生債務者が負担）

持参払

その他（ _____ ）

返済開始の時期や各回の返済金額など、この返済計画に関する問い合わせは、下記の照会先へお願いします。

再生債務者代理人

(TEL)

(別紙)

住 宅 資 金 特 別 条 項

債 権 者 の 表 示	株式会社〇〇銀行
住宅及び住宅の敷地の表示	別紙物件目録記載のとおり
抵 当 権 の 表 示	別紙抵当権目録〇記載のとおり

1 対象となる住宅資金貸付債権

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇契約書（以下、「原契約書」という）に基づき、上記債権者が再生債務者に対して有する貸金債権

2 条項の内容

上記1の住宅資金貸付債権の弁済は、本再生計画の認可決定が確定した日から、原契約書のとおり支払う。

以 上

(別紙)

物 件 目 録

1 住 宅

所 在 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地〇〇

家屋番号 〇〇〇番〇

種 類 居 宅

構 造 木造瓦葺き平家建

床 面 積 〇〇・〇〇平方メートル

(所有者甲【再生債務者】)

2 住宅の敷地

所 在 千葉市〇〇区〇〇町

地 番 〇〇〇番〇

地 目 宅 地

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

(所有者乙【物上保証人】)

以 上

(別紙)

抵 当 権 目 録

- 1 債権者〇〇〇〇銀行が有する抵当権
平成〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約により同日設定した抵当権
登記記録上の債権額 〇〇〇〇万円
利 息 年〇・〇〇パーセント (但し・・・・・・・・・・による)
損害金 年〇〇・〇パーセント (年365日日割計算)
債務者 〇〇〇〇
登 記 千葉地方法務局〇〇支局 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号

 - 2 保証会社〇〇〇〇保証株式会社が有する抵当権
平成〇〇年〇〇月〇〇日付保証委託契約により同月〇〇日設定した抵当権
登記記録上の債権額 〇〇〇〇万円
損害金 年〇〇パーセント (年365日日割計算)
債務者 〇〇〇〇
登 記 千葉地方法務局〇〇支局 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号
- 以 上